

実務展望

こんばう

一般社団法人 東京都溶接協会
 社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
 株式会社 三浦事務所
 発行所・東京都江東区大島三丁目1番11号
 産学協同センター
 電話 03-3685-5700(代表)
 編集発行人 三浦繁夫 © 2010
 毎月1回1日発行 定価100円・元共

**清流に棲むハグロトンボ**

写真提供 シホリ 高橋鉄工業(株) 高橋京一氏

長野県駒ヶ根市の清流(天竜川水系)にて撮影。

名称は、翅の色が黒いことのみならず、古来婦人が歯を黒く染めた「お歯黒」に似ていたため、「オハグロトンボ」と呼ばれていたことに由来するともいわれる。生息域は本州・四国・九州に分布。オスは胴体が金色に輝き、見るものを魅了する。

(カラー版は <http://www.miura21.co.jp> でご覧いただけます)**ガス溶接作業主任者受験準備講習会**

日 時：平成22年11月25日(木)・26日(金)

午前9時30分～午後5時

会 場：産学協同センター

東京都江東区大島3-1-11

受講料：会員24,000円・一般28,000円(テキスト代含む)

試験日：平成22年12月8日(水)

一般社団法人 東京都溶接協会

TEL: 03-3685-5448

FAX: 03-3682-4902

URL: <http://www.jwes-1st.jp>**「ボイラ取扱技能講習」****開催のご案内**

開催日：平成22年10月28日(木)・29日(金)

会 場：ボイラ・クレーン安全協会 5階講習会場

受講料：12,100円(テキスト代を含む)

※お問い合わせ、資料請求は下記へどうぞ

社団法人 ボイラ・クレーン安全協会**東京事務所 教育部**

〒136-0071 江東区亀戸1-28-6 タニビル5階

電 話 03-3685-5222

F A X 03-3685-5746

U R L <http://www.bcsa.or.jp>

平成22年度

全國労働衛生週間

今年も九月一日より三月一日より七日までを本十日までを準備期間、十一週間として、第六十一回

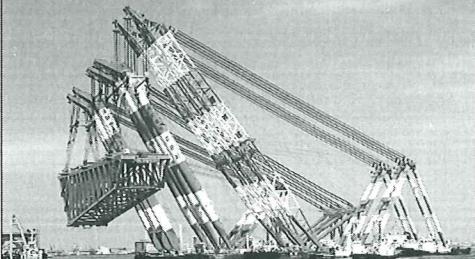
9月は準備期間



維持・増進
全員参加で
メンタルヘルス」
をスローガンとして全国
労働衛生週間を展開し、
事業場における労働衛生
意識の高揚を図ることとし
に、自主的な労働衛生管
理活動の一層の促進を図
ることにしています。

の全国労働衛生週間がはじまります。この週間は、すべての働く人たちが、快適な職場環境の中で、心身ともに健康な毎日を過ごすことを目指して行なわれています。

安全を
守って運んで
安心作業



主唱：社団法人 ポイラ・クレーン安全協会／後援：厚生労働省
’10 クレーンの日 9月30日

性能検査ご案内

厚生労働大臣登録性能検査機関

社団 法人 ボイラ・クレーン安全協会

お問合せ・お申込みにつきましては下記 URL へ
(全国18事務所を掲載)

URL <http://www.bcsa.or.jp>

○お客様のボイラーやクーラーなどの性能検査について、私たちはお客様の地元に密着した検査機関として、様々なニーズに応じたきめ細かい良質なサービスを提供します。

《地域に密着した検査機関だからこそできるきめ細かなサービス》

- ・お客様のご要望に応じた性能検査の年間受検計画の作成と検査の実施
- ・早朝検査、休日検査への柔軟な対応
- ・検査日程変更、検査希望日への弾力的な対応
- ・検査料金支払い方法の事前相談
- ・技術や法令などの様々な相談への丁寧で迅速な対応
- ボイラーとクーラーの両方の性能検査ができるわが国唯一の検査機関です。
- ・すべての事務所で同一検査日に同時にボイラーとクーラーの両方の検査が可能
- ・同一検査日での多数の検査の場合、複数の検査員による対応
- ・受検時の稼動停止時間の短縮への配慮
- 豊富な経験と科学的な目により、お客様の安全を守ります。
- ・延べ205万基にのぼる検査実績から蓄積された



私的介護保険のお勧め

～50歳になつたら考えよう～

介護にはかなりのお金がかかります。そしていつまで続くか分かりません。

公的介護保険を利用する場合は1割の自己負担額を支払わなければなりませんし、その限度額を超えた部分は全額自己負担になります。

人生の節目の50歳になつたら私的介護保険のこと、考えてみませんか

- あいおい損保の「ケアベスト」は終身介護年金額60万円のみ（他の一時金等は無し）の設定で保険料月額は4,980円（50歳、男性の場合）です。

子供たちが独立して、生命保険の必要保障額が少なくなったら、私的介護保険を考慮に入れた保険の再設計をしてみましょう。

■お問い合わせは

東部労働福祉協会 保健なんでも相談室 山村まで

TEL 03-3685-5700

メール syaro@miura21.co.jp

就業規則を整備しましょう！

I. 就業規則の重要性

就業規則は人事・労務管理に関する会社の基本ルールを定めたものです。社内が円滑に動いてゆくためには就業規則でこの基本ルールを明確化し、みんなで尊重・順守をすることが大切です。

時代の移りわりとともに、労働基準法や育児介護休業法など労働条件を規制する法律が改正され、また労働契約法が新たに施行されて企業や従業員を取り巻く法律の環境も変わってきています。このような時代の変化に対応しながら職場を安定させ、経営者から従業員へ労務管理に関する企業の理念を伝えるために就業規則の整備は必要です。

常時10人以上の労働者を使用する使用者には就業規則を作成する義務が課されていますが、経営者の方の中には就業規則などを作ると従業員の権利意識ばかり強くなるといって就業規則作成を嫌う人もいます。しかし実際は就業規則のあるおかげで会社の立場が守られることが多いのです。

例えば、パートタイマーには退職金を出さないことが普通でしょうが、就業規則（退職金規定）でそのことを謳っておかないと退職金を支給しなければならない場合もあります。

また問題を起こした社員を懲戒解雇等の懲戒処分をしようとしても、就業規則で懲戒に関する規定をしておかないと懲戒処分ができないことになっています。このような事態を避けるためにも、就業規則を整備しておくことが必要です。

II. 会社の実態を踏まえて、明確な規定を

就業規則には人事・労務管理上の問題が生じたときどのように処理・解決をしてゆくのかが明確に記載されている必要があります。しかし時々、何をどうしたらよいのか分らない規定や、中小企業の経営実態からかけ離れた就業規則の条項を見かけることがあります。これではかえって混乱や紛争の種になってしまいます。市販の穴埋め式の就業規則を十分に検討しないまま使用したり、大企業の就業規則をそのまま引き写してしまったりすると発生しがちな問題です。特に過大な退職金額の規定を作ってしまうと「退職金倒産」という事態になりかねません。

また入社初年度の年次有給休暇の権利がいつ発生するのか明確でなかったり、賃金計算の欠勤控除や日割り計算の条件

- ・方法がはっきりしないというようなことがないよう、問題の処理方法が具体的にわかる就業規則でなければなりません。

III. 従業員の権利・義務を明確に、会社の裁量権を大きく

就業規則では従業員の権利・義務が明確になっていなければなりません。条文の表現としては「従業員は……しなければならない、してはならない」または「会社は（従業員に……）の権利を与える」という形になることが多いでしょう。

従業員の権利は中小企業の場合、労働基準法等の水準に合わせましょう。要するに法律の最低線をクリアすることを基本に置きます。無理をしてできないことを条文化すれば労使の信頼関係が崩れます。ただしこの部分については従業員に向けて会社からのメッセージを送りたい、ということがあれば法律の水準を上回る規定や法律には定めのないことを、従業員の権利として規定することもあります。

一方、会社の就業規則運用上の裁量を大きく取っておく必要があります。条文の表現としては「会社は……をすることがある、することができる」という形になることが多いでしょう。基本給額の決定、賞与の支給、休職期間の延長などについては会社が大きな裁量権を持てるように表現する必要があります。

IV. 就業規則上、最近問題になっている点

① 育児介護休業の改正

今年の6月30日から育児介護休業法が改正施行になりました。それに合わせて就業規則の育児介護休業規定も変更しなければなりません。

3歳までの子を養育する従業員に対する短時間勤務制度等を設けることが義務化され、また従業員から請求があったときは所定時間外労働を免除しなければなりません（但しこれは従業員数100人以下の中小企業には平成24年7月1日から適用）。更に配偶者が専業主婦であっても夫の育児休業の取得を労使協定によって拒否することができなくなりました。

② セクハラ、パワハラ

セクハラ、パワハラは人権侵害であるという認識に立って厳しく対処する必要があります。そのために服務規定にセクハラ、パワハラ禁止条項を作り、懲戒規定を整備しましょう。また事情聴取の方法等についても細心の注意を払って考えておく必要があります。

③ メンタルヘルス（休職・復職）関係

近年、うつ病や心因反応などメンタルヘルスの不調によって休職・退職する人が増えています。リハビリ短時間勤務等の復職支援や病状を判断するために事業所側が指定する医師による受診の義務付けなどの規定をしておくとよいでしょう。

④ パートタイマー等関係

退職金が支給になるかどうかをはっきり決めておきましょう。社会保険の加入の条件や、また期間契約であれば「雇止め」の方法も決めておくとよいでしょう。

パートタイマー用の就業規則を作ることをお勧めします。正社員用の就業規則で代用するなら、どこがパートタイマーには適用にならないかを雇用契約書等で明記しておくべきです。

⑤ 安全配慮義務

労働契約法第5条により事業主に安全配慮義務が明確に課されました。これは過労死の問題等にも関係してきます。月に100時間以上の時間外労働があれば事業主は医師の面接指導を受けさせる義務があります。医師から健康上の問題を指摘されれば残業の禁止や休業命令措置まで考えなければならないでしょう。就業規則上どのように規定するか難しい点があります。

またインフルエンザに罹患した従業員の出勤停止措置なども考えなければなりません。

⑥ 中高年者の昇給停止・役職定年制・再雇用

中高年者の昇給停止は現実にはかなり普通に行われているシステムでしょう。基本給の決定について会社に大きな裁量権が与えられていればそれほど問題はないと思います。しかし年功賃金制で昇給額（号俸給）が事前に明確に決まっている場合は労働条件の不利益変更になりますから注意しなければなりません。

役職定年制は難しいです。役職を降りて仕事の負担が軽減された程度と、賃金低下の程度がバランスしているかどうかの問題があります。できれば各従業員と合意書を交わして実施したい制度です。

また65歳までの再雇用制度の整備は非常に重要です。希望者全員を再雇用するのか、一定の条件を満たした人だけを再雇用するのか、また賃金水準をどうするのか等決めておかなければなりません。今後は70歳までの再雇用制度についても考えてゆく必要があるでしょう。

このような点に注意して就業規則の作成・見直しをしてみてください。三浦事務所業務部は就業規則作成を承っております。会社の実態に合わせた、十分に機能する就業規則を作成しますのでご相談ください。

講 習 予 定 表

(社) ボイラ・クレーン安全協会
URL:<http://www.bcsa.or.jp>

※ 上段は学科 下段は実技

講習名		事務所		10月		11月		12月		講習名		事務所		10月		11月		12月			
玉掛け技能講習	東京	12	13	11	12	7	8			東京	7	8		4		3					
		14		21		19					10	16	17	6	7	14	11	12	18		
	千葉			4	5					千葉	14	15			1	2					
				7							17	23	24		5	11	12				
	埼玉	13	14	10	11	21	22			埼玉	21			17							
		17		13		25					23	30	31	20	27	28					
	神奈川			5	6	2	3			神奈川	21	22									
				7		5					23	24	30	31							
小型移動式クレーン運転技能講習	茨城	14	15			2	3			茨城	22	22									
		17				5					24	24	31	11/7							
	栃木	4	5	9	10	14	15			栃木	8	26		5	16	3	7				
		6	7	11	12	16	17				9	10	11/27	28	29	6	7	13/17	18	19	
	甲信	12	13			9	10			甲信						4	5	18	8	9	10
		17				12															
	東京	18	19							東京	15	16									
		23									21	28									
フォークリフト運転技能講習	千葉			16	17					千葉				15	16						
				21												19					
	埼玉					1	2			埼玉						7	8				
						4											11				
	神奈川									神奈川											
	茨城									茨城				11	12						
	栃木			25	26									14							
				28						栃木								20	21		
甲信	甲信			16	17					甲信	28	29									
				21										31							

★他の講習も実施しています。詳細については、各事務所にお問合せください。

ボイラ・クレン 安全協会	〒136-0071	江東区亀戸6-41-20 機缶健保会館2階	TEL 03-3685-2141 FAX 03-3685-2189	神奈川事務所	〒231-0007	横浜市中区弁天通4-59 横浜弁天通第一生命ビル3階	TEL 045-662-2860 FAX 045-662-8768
東京事務所	〒136-0071	江東区亀戸1-28-6 タニビル5階	TEL 03-3685-5222 FAX 03-3685-5746	茨城事務所	〒300-0875	土浦市中荒川沖町2-6 ツインビル3階	TEL 029-843-0740 FAX 029-841-1968
千葉事務所	〒260-0028	千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル2階	TEL 043-247-5532 FAX 043-247-5576	栃木事務所	〒322-0016	鹿沼市流通センター46番地	TEL 0289-72-1717 FAX 0289-76-6090
埼玉事務所	〒330-0801	さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル6階	TEL 048-643-1543 FAX 048-643-1524	甲信事務所	〒400-0064	甲府市下飯田1-4-6 ワンズコア2階	TEL 055-226-5890 FAX 055-227-1773

学科＝十一月十六日(火)午前九時～午後七時、江東区大島三丁目十一、産学協同センター
実技＝十一月十七日(水)午前九時～午後三時、会場は学科講習会場と同じ。
二、受講料 一三、〇〇〇円
テキスト代 六〇〇円

JIS溶接評価試験
受験準備講習

日時・会場
。十一月六日(土)
東京都溶接協会
。十一月七日(日)
東京都溶接協会
。十一月十四日(日)
東京都溶接協会
。十一月二十七日(土)
城東職業能力開発センター

＜申込先＞
一般社団法人
東京都溶接協会
東京都江東区大島 3-1-11
産学協同センター内
TEL 03-3685-5448
FAX 03-3682-4902

グラインダ特別教育

アーチ溶接作業
従事者特別教育

※行事・祭は変更になる場合があります。事前に問合せ下さい。	30日	東京ビッグサイト	△秋の全国交通安全運動（30日）	21日
	29日	△第37回国際福祉機器展（～10/1日）	△秋分の日	22日
	26日	△結核予防週間	△彼岸明け	23日
	24日	△彼岸中日	△十五夜	22日
				21日

A cartoon illustration of a young boy with short brown hair, wearing a white baseball cap and a dark t-shirt with the word "かみ" (Kami) printed on it. He is holding a pencil in his right hand and making a peace sign with his left hand. To his right is a vertical black sign with white Japanese text: "九月" (Kūgetsu) at the top, followed by "（長月）" (Nagatsuki) in parentheses below it. The entire scene is set against a light blue background.